

# 公共工事の施工体制に関する 全国一斉点検の実施について

国土交通省大臣官房技術調査課

あらかわ たいじ  
技術管理係長 荒川 泰二

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、現場の施工体制を把握し、適正な施工体制が図られることが重要であります。

国土交通省では、公共工事においては、従来から適正な施工体制の確保を図るための取り組みがなされてきましたが、平成13年4月に施行した「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という）」においては、より一層の公共工事の適正な施工の確保が求められ、一括下請負の全面禁止、発注者による施工体制の点検その他必要な措置を講じることが義務付けられたところであります。また、平成17年4月施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても、「施工体制の適正化を図

るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるように努める」ことが盛り込まれるなど、建設業法や適正化法等に基づく、より適正な施工体制の確保ならびに徹底が求められています。

このような中、国土交通省では、工事現場における適正な施工体制の確保を一層図るため、平成14年度から工事現場等における施工体制の点検要領を作成し、「施工体制に関する全国一斉点検」を実施しております。今年度も、10月から11月にかけて、直轄工事において全国的に実施いたします。

昨年度の一斉点検では、建設業法や適正化法に関する理解が一定レベルまで達していることがうかがえたものの、一部の工事においては、元請負

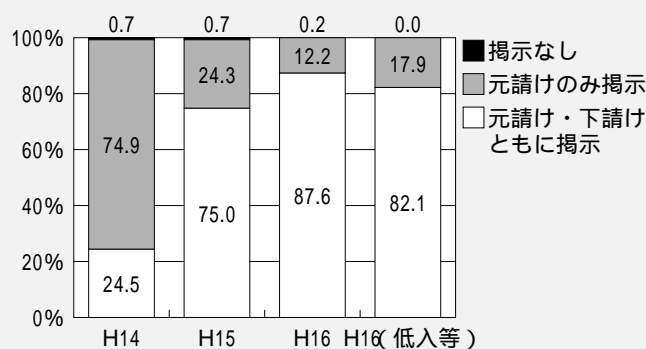


図 1 建設業許可証の掲示状況  
(平成16年度一斉点検結果より)

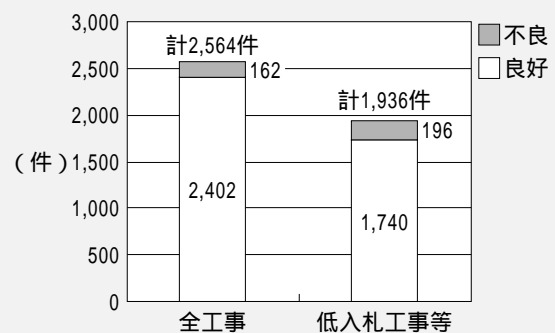


図 2 下請施工に関する段階確認または施工状況検査の実施状況  
(平成16年度一斉点検結果より)

業者の下請施工への関与が不十分であるケースが見受けられました（図参照）。

そのため、4回目となる今年度の一斉点検では、従来まで実施した監理技術者等の配置、施工体制台帳の備え付け等に関する点検および元請負業者の下請施工の関与状況、施工体系の点検に加え、新たに下請負契約に関する点検項目を追加して実施するとともに、点検に当たり建設業法上明らかな違反が認められた場合には、適正化法第11条に基づき許可部局への通知を行うこととされています。

また、一斉点検を実施してきたことにより、大

半の工事現場においては、建設業法や適正化法に対する理解がおおむね浸透してきているものの、一部の工事現場においては、未だ不十分な状況が見受けられます。そのため、今年度は、一斉点検の趣旨を工事現場の関係者等に事前に周知を行うことにより、適正な施工体制の確保に一層努めて頂くため、国土交通省各地方整備局において全国一斉点検の実施に関するチラシを作成し、請負業者や関係団体へ事前に配布することとしました。

併せて、地方公共団体や関係公団に対し、一斉点検の実施を呼びかけることにより、公共工事における適正な施工体制の一層の確保を図ってまい

**施工体制に関する全国一斉点検を実施(10月-11月)!**  
〈新たに下請契約に関する点検を追加実施〉

国土交通省は、昨年に引き続き公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）に基づき、主に直轄工事を対象として、「施工体制に関する全国一斉点検」を実施します。

「施工体制に関する全国一斉点検」については、平成14年度から実施しており、今年度で4回目となります。昨年度の一斉点検の結果では、建設業法や適正化法に関する理解が一定レベルまで達していることがうかがえたものの、一部の工事においては、元請負業者の下請施工への関与が不十分であるケースが見受けられました。

そのため、今年度の一斉点検では、新たに「適正な下請契約が行われているか」等の点検を追加して実施します。

点検の結果、改善が必要な事項についてはこれまでどおり改善の指導を行い、速やかに改善が図られない場合には、適正化法第11条に基づき許可部局へその内容を通知するとともに公表することとしています。

点検の時期や点検項目については次のとおりです。

1. 点検の時期  
10月から11月の間
2. 対象工事  
請負金額が2,500万円以上（建築工事においては5,000万円以上）の稼働中工事を対象として実施（監督強化（重点監督）対象工事及び低入札工事を含む。）。
3. 点検者  
工事監視官及び工事検査官等
4. 点検方法  
抜き打ち点検で、契約や工事関係書類の確認及びヒアリング
5. 点検内容：
  - (1) 基本点検
    - 1) 監理技術者等の配置に関する点検
    - 2) 施工体制台帳の備え付け等に関する点検（掲示物の確認を含む）
    - 3) 下請契約に関する点検  
（下請の建設業許可、軽微な工事の下請契約、明確な工事内容での下請契約、適切な請負代金の支払い方法）
  - (2) 一括下請に関する点検
    - 1) 元請負業者の下請施工の関与状況に関する点検（発注者との協議、施工計画書の作成、施工管理、安全管理等11項目）
    - 2) 施工体系の点検（紛らわしい施工体系の点検）

国土交通省 北陸地方整備局

施工体制の一斉点検チラシ 表（北陸地方整備局の例）

## 平成16年度 施工体制の全国一斉点検結果の概要

昨年の一斉点検では（全国 1,244 件、北陸：63 件）監理技術者等の常駐、同一性及び監理技術者証については不在のため後日確認も含め、概ね全ての工事で確認できた。また、建設業許可票の掲示や施工体制台帳の備え付けについては、改善が見られたものの、まだ不十分な状況であるとともに、元請負者の下請施工の関与について、一部不良なケースが見られました。

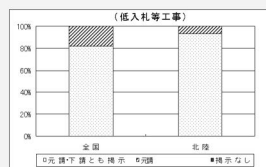
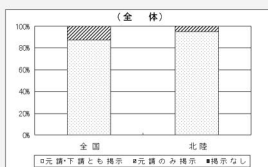
### ○下請負業者の建設業許可が掲示されていない！（建設業法40条）

〈掲示なし〉

- ・全国：2 件
- ・北陸：0 件

〈元請のみ掲示〉

- ・全国：12%
- ・北陸：5%



### ○施工体制台帳の備え付けで不備・・・（建設業法24条の7）

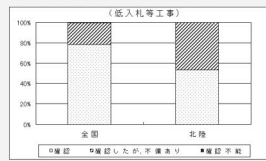
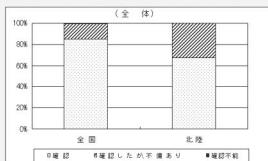
必要事項の記載漏れ、契約書の未添付、技術者資格の未添付、etc

〈確認不能〉

- ・全国：3 件
- ・北陸：0 件

〈記載に不備あり〉

- ・全国：15%
- ・北陸：33%



### ○施工体系図が「公衆が見やすい場所」に掲示されていない！

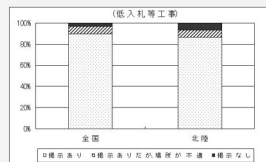
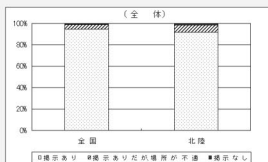
（建設業法第24条の7第4項、適正化法13条第3項）

〈掲示なし〉

- ・全国：10 件
- ・北陸：3 件

〈片方のみ掲示〉

- ・全国：5%
- ・北陸：7%



### ○元請の下請への施工関与状況”全国ワースト10”！

NO	点検項目	50%	55%	60%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%
1	下請業者の完成検査											
2	工程会議の開催											
3	作業手順書の作成・指導・監督											
4	品質管理に関する作業分担											
5	下請施工に関する段階確認の実施											
6	災害防止協議会の設置と開催											
7	安全巡視の実施											
8	安全衛生責任者の常駐把握											
9	下請の主任技術者確認・把握											
10	新規入場者教育の実施											

凡例 □ 良好 □ 一部不良 □ 不良

国土交通省 北陸地方整備局 企画部 技術管理課 検査係

〒951-8505 新潟市白山浦1-425-2 TEL. 025(266)1171 (代表)

### 施工体制の一斉点検チラシ 裏（北陸地方整備局の例）

ります。

平成16年度の一斉点検結果については、国土交通省ホームページ：[http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/13/130221\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/13/130221_.html) をご覧ください。

#### 全国一斉点検実施方法

##### ① 点検時期

平成17年度上半期発注工事が本格化する10月から11月を全国一斉点検期間とし、期間内に任意の実施日を定めて実施する。

##### ② 点検対象工事

請負金額が2,500万円以上（建築工事においては5,000万円以上）の稼動中工事を対象として実施（監督強化（重点監督）対象工事および低入札工事を含む）。

##### ③ 点検内容

###### 基本点検

①監理技術者等の配置状況、②施工体制台帳等の備え付け状況、③下請契約の締結状況 等 一括下請点検

①元請負業者の下請施工の関与状況、②紛らわしい施工体系の点検 等